

第六号の二書式（第二十条の三関係） （A4）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

新潟県知事様

平成 年 月 日

（ ）建築士事務所 新潟県知事登録（ ）第 号  
名称  
所在地  
電話  
建築士事務所の開設者の氏名又は名称 印

（今回提出する報告書）

事業開始年月日 平成 年 月 日から

事業終了年月日 平成 年 月 日まで

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。







